

# 船舶の安全基準の強化について

---

令和4年4月に発生した知床遊覧船事故を踏まえ、法定無線設備、非常用位置等発信装置、救命いかだ等、隔壁の水密化等を義務化。

## 法定無線設備

- 陸上施設との確実な連絡手段を確保する。

## 非常用位置等発信装置

- 遭難した際、海上保安庁による一刻も早い発見に繋げる。

## 救命いかだ等

- 万が一の際に乗客等が低水温の海域で水中待機をすることが極めて危険であることから、水上で救助を待つことができるようにする。

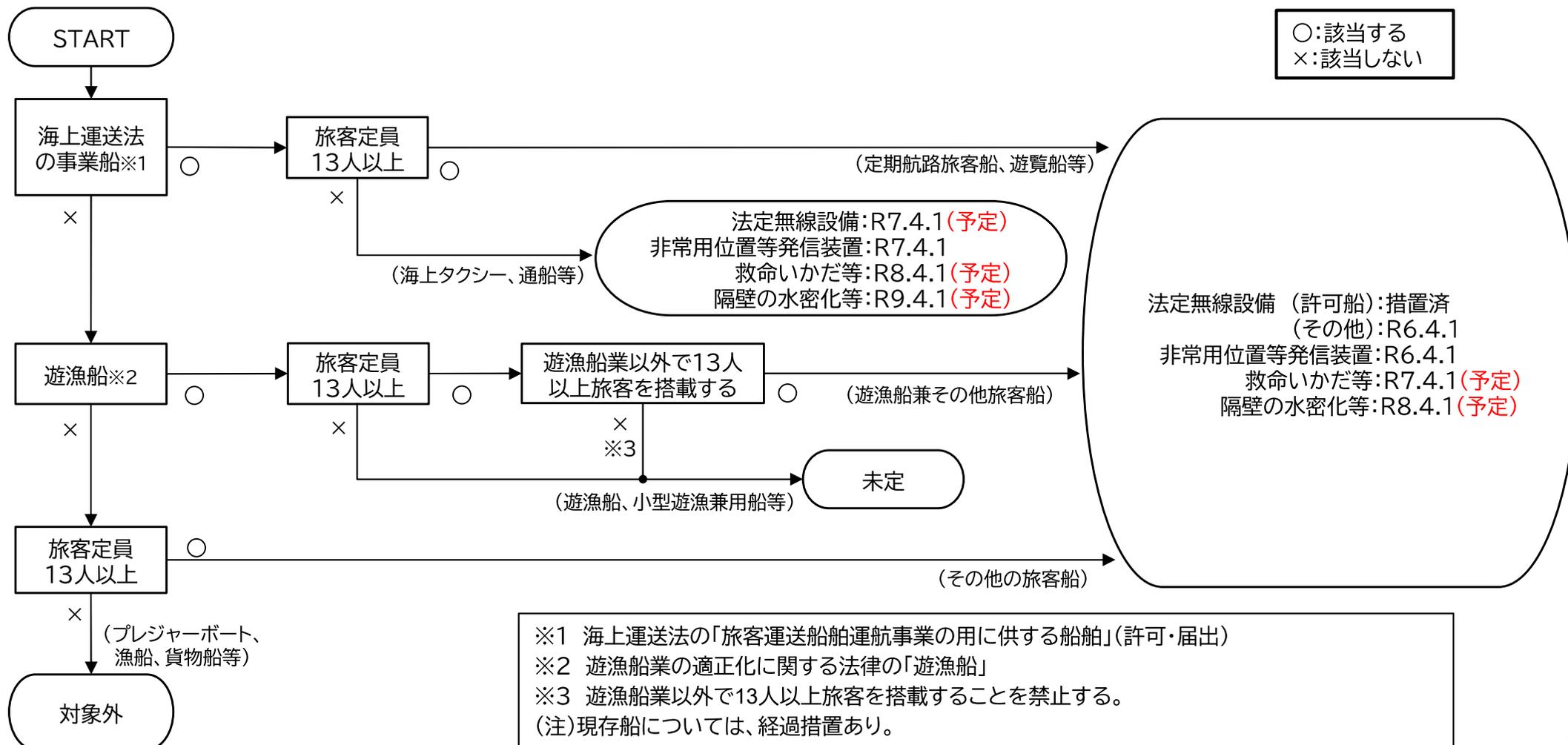
## 隔壁の水密化等

- 波の打ち込みや損傷により船内に海水が浸入した際、浸水の拡大による沈没を防ぐ。

- 法定無線設備及び非常用位置等発信装置の義務化は、一部の船舶を除き適用済み。
- 救命いかだ等及び隔壁の水密化等の義務化は、今後適用予定。

(注)遊漁船業にのみ使用する船舶については、適用を当面の間延期している。

(参考) 安全設備等(知床関係)の義務化の適用日に関するフロー図



## 目的

- 海上運送法の適用を受ける船舶等に対し、以下の安全設備について早期搭載を促進。
  - ・ 水中での救助待機が不要で、荒天時に落水せずに乗り移りが可能な**改良型救命いかだ等**
  - ・ 海陸上との間で常時通信できる**業務用無線設備**（携帯電話を除く）
  - ・ 海難発生時に救難信号及び自船位置情報を発信する**非常用位置等発信装置**

## 事業概要

- 次に掲げる安全設備を導入する事業者に対する補助。

### 1. 改良型救命いかだ等の導入

- ✓ 乗り移り時の落水危険性を軽減する措置が講じられた救命いかだ等（改良型救命いかだ等）の導入



改良型救命いかだ等の例

### 2. 業務用無線設備の導入

- ✓ 周囲の複数の船舶等との連絡が可能な業務用無線設備の導入※



V H F 無線電話の例

### 3. 非常用位置等発信装置の導入

- ✓ 浸水時に衛星を通じて救助機関に救難信号を送るとともに、自船の位置を自動的に連絡することが可能な装置の導入



非常用位置等発信装置の例

※法定の無線設備として導入する場合には、通信の相手方として、申請者が開設する海岸局又は構成員とされる法人若しくは団体の海岸局が必要

## 公募期間

**令和5年4月26日（水）～ 令和6年10月31日（木）**

- ✓ 申請者は、10月末までに申請の上、11月末までに購入を証する書面（領収書等）を提出することで補助金が交付される。
- ✓ 業務用無線設備は、令和6年4月1日以降最初の定期的検査（定期検査、中間検査）までに購入したものに限り。  
（海上運送法の適用を受ける旅客定員12人以下の船舶を除く）
- ✓ 非常用位置等発信装置は、令和6年4月1日以降最初の定期検査までに購入したものに限り。  
（海上運送法の適用を受ける旅客定員12人以下の船舶を除く）



特設ホームページ